

(記入前に必ずお読みください)

※本資金は給付ではありません。償還(返還)の必要な貸付になります。

≪貸付申請は新型コロナ感染拡大防止のため全て郵送受付となります。申請書類が整いましたら、下記の住所へお送りください。申請書類のお控えは郵送前にご自身でご準備ください。岸和田市社協からお控えのお送りは致しません。不備や不足書類等がなければこちらからの連絡は致しません。不備等があれば、岸和田市社協：072-439-8255/072-437-8854 より対象者へ連絡を致します。1 週間以上連絡が付かない場合は書類を返送させていただきます。≫

≪貸付について≫

※新型コロナ特例貸付の受付は令和 4 年 8 月 31 日で終了となっております。

貸付についての審査・振込手続きは大阪府社協が行っており、岸和田市社協では審査状況や振込日等については問い合わせをいただいてもお伝えできません。貸付についての受付状況や審

査状況の確認については大阪府社協(06-6762-9474)へ連絡してください。

貸付金の初回の振込日は火・水・金曜日のいずれかになります。

≪申請書類について≫

※貸付申請に必要な住民票は世帯全員分でかつ「続柄※世帯主や妻、子等」の記載がある物が必要です。続柄が省略になっていると取り直していただく必要があります。

・借用書への捨印も必ず押印ください。

緊急小口資金貸付と総合支援資金貸付を同時に申請する事は出来ません。貸付金の決定(振込確認等)が出来てから次の資金の申請を検討ください。緊急小口資金貸付については申請後、貸付決定者には 2 週間～3 週間程度で通帳に決定額が振り込まれますが、総合支援資金貸付については申請から入金までに約 1 カ月程度のお時間をいただいております。お急ぎの方は緊急小口資金貸付の申請からご検討ください。

送付先

〒596-0076

岸和田市野田町1丁目5番5号

岸和田市社会福祉協議会 貸付担当 宛

営業時間：平日：9時～17時半

緊急小口資金

（新型コロナウイルス感染症特例）のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少・失業した方のおられる世帯に対する貸付です。

（ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症特例）」を借りられている世帯は対象外です。）

貸付金額 20 万円以内（特別な場合）

※その他の場合は 10 万円以内

特別の場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- 世帯員に要介護者がいるとき ■世帯員が 4 人以上の世帯
- 世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
- 世帯員に個人事業主等があり、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

- 利子 無利子
- 据置期間 令和 5 年 12 月末まで
- 償還期間 2 年（24 回払い）以内
- 連帯保証人 不要

担当者不在の場合もありますので、まずは裏面の相談窓口までご連絡ください。

■ 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（減収または失業した方が申込者となっていただきます）

■ 申込み先 住民票と住所地の一致するお住いの市区町村社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

〔ご本人にご用意いただくもの〕 ※詳細については裏面をご覧ください

- ①本人確認書類
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類
- ③印鑑 ④住民票（世帯員全員・続柄記載のもの） ⑤銀行通帳又はキャッシュカード

〔市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの〕

- ⑥借入申込書兼同意書 ⑦借用書 ⑧収入の減少状況に関する申立書
- ⑨その他、大阪府社会福祉協議会が指定する書類

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（申込者名義に限る）に振り込みます。送金は貸付決定後、随時行います。

■ 償還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは据置期間経過後（1～12 ヶ月）です。償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年 3 % の延滞利子が発生します。

〔ご返済金額〕【例】

10 万円の場合 1 回目～23 回目 ⇒4,160 円
最終回（24 回目）⇒4,320 円

20 万円の場合 1 回目～23 回目 ⇒8,330 円
最終回（24 回目）⇒8,410 円

■ 貸付できない世帯

- ☒生活保護受給中の世帯 ☒この特例による貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯
- ☒借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合 ☒破産申立手続き中の方
- ☒本会が貸付不適当と判断する世帯

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪府中央区谷町 7-4-15 Tel 06-6762-9474

ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、住基カード等
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	(減収の場合) 収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの (失業の場合) 離職票、退職時の源泉徴収票等 上記の書類は「収入の減収状況にかかる申立書」を記入する際の資料となります。<u>ご用意できない場合は無くても構いません。</u>
③印鑑	シャチハタ不可。 朱肉を付けて押印するものをご用意ください。
④住民票	発行3か月以内の続柄が記載されている世帯員全員の住民票 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 ※マイナンバーは記載しないでください。
⑤通帳またはキャッシュカード	振込及び引き落としを希望する金融機関の口座の通帳またはキャッシュカード(本人名義に限る)

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求める場合がございます。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされています。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。

審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

○申込・受付窓口

住 所 〒596-0076 岸和田市野田町 1 丁目 5 番 5 号

社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会

電 話 072-437-8854/072-439-8255

メール support@kishisyakyo.net

※窓口記入欄： ☐市区町村社協 ☐労働金庫

緊急小口資金特例貸付借入申込書

令和4年4月1日以降

に使用する様式です

社会福祉法人

大阪府社会福祉協議会 会長 殿

申込みに当たり、下記9項目に同意し、生活福祉資金の借入を申請いたします。

- 記入した**個人情報**については、本制度に必要な範囲で**第三者に提供すること**に同意します。
- 貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の**関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けること**に同意します。
- 私は現在、**生活保護**を受給していません。
- 私は現在、**自己破産**の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の**運転資金として使用しません**。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 私及び私の世帯の者は、**暴力団員**ではありません。また、借入期間中においても**暴力団員**にはなりません。
- 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る**暴力団員該当性情報の提供**を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記9項目に相違ありません

署名

※太枠内をご記入ください。

記入年月日 令和 年 月 日

受付日

受付社協

申込金額	万円	据置期間	令和5年12月末まで	償還期間 (24か月以内)	ア.24か月 イ.その他()か月	償還方法	☐ 月賦 ☐ 一括
------	----	------	------------	------------------	----------------------	------	--

借入申込者	氏名			印	性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日 (満歳)
	現住所	(〒)									
	勤務先名称 または職業				勤務先等住所		自宅電話 () 携帯電話 ()				
				勤務先等住所		電話 ()					

借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
	1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	2	夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	3	夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	4	夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	その他 名					

貸付金 振込先	金融機関		支店名		預金種別	☐ 普通・ ☐ 当座
	口座番号		口座名義人(カタカナ)			

借入理由 ※感染拡大等 による影響の内 容を記入	☐ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 ☐ 今後10万円を超える資金需要があるため
-----------------------------------	---

本特例貸付の利用実績: ☐ ア.今回が初めての借入 ☐ イ.すでに借入したことがある(受付日: / 借用金額 万円)

外国籍の方で在留期間が1年以内の方: ☐ 在留期間が延長の予定

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借入申込書でお申込みの金額
をご記入ください。

借 用 金 額	20	万円
---------	----	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会会長
(借受人)太枠内を自筆し、押印してくだ
さい。

住 所	〇〇市■■●●●●
氏 名	●● 一郎 印
生年月日	大正 昭和 平成 ●●年 3 月 25 日生

捨印

氏名横と同じ印鑑を押印して
ください。

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月 (最大 12 か月)
	償還期間	24 か月 (最大 24 か月)
	償還方法	☒ 月賦償還 ☐ 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

借入申込書と同様の期間、償還
方法をご記入ください。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

この欄は担当職員が記入します。

緊急小口資金特例貸付
借 用 書

借 用 金 額	万円
---------	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

住 所	
氏 名 (自 署)	印
生年月日	大正 昭和 年 月 日生 平成

捨印

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	令和5年12月末まで
	償還期間	☐ 24 か月 ☐ その他 _____ か月 (最大 24 か月)
	償還方法	☐ 月賦償還 ☐ 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付コード	受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を受けるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆・押印をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 3 年 ●月 ●●日

借受人

住所

〇〇市■●●●●●

氏名

●● 一郎

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所
氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。

勤務先名称または職業	飲食店経営
勤務先所在地	〒 ***-**** 〇〇市★★●●-● TEL ●●● (●●●) ●●●●
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約35万円でした。
減少後の収入	令和3年2月時の月額所得（手取り）は、約10万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

令和●年 ●月 ●●日
(借入申込者) 住所 〇〇市■●●●-●

氏名 ●● 一郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。

収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

令和 年 月 日

（借入申込者） 住 所_____

氏 名_____

(印)

○確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項 目	確 認 事 項	チェック
(1) 借入申込書、 重要事項説明書、 借用書 申立書	・ 申込書2か所に「氏名」記入・1か所「押印」（太枠内）した ・ 重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した ・ 借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と「押印」した ・ 申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した	☐ ☐ ☐ ☐
(2) 住民票	・ 住民票（世帯員全員分・続柄記載（世帯主・妻・子など）の省略のないもの <u>※マイナンバーの記載は必要ありません。</u> ・ 借入申込書と住所が一致している	☐ ☐
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	・ 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした ・ 預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している	☐ ☐
(4) 本人確認書類	・ いずれかの本人確認書類をコピーし同封した ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. 健康保険証 オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合	☐
(5) 同封書類	・ すべての書類が揃っている a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 住民票（世帯全員/原本） f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー）	☐

